

明和町指定給水装置工事事業者の更新について

指定給水装置工事事業者制度は

令和元年 10 月 1 日より

5 年ごとの更新制が導入されています

令和元年 10 月 1 日より「水道の一部を改正する法律」施行され、指定給水装置工事事業者の更新制度が導入されています。

有効期間が従来の「無期限」から「5年間」となり、**指定の更新がなされない場合は失効となります。**

※政令の規定により、旧制度で指定を受けている給水装置工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって初回の更新までの有効期間が異なりますのでご注意ください。

指定を受けた日	政令で定められた初回更新までの有効期間
平成 10 年 4 月 1 日 ～平成 11 年 3 月 31 日	令和元年 9 月 30 日～令和 2 年 9 月 29 日までの 1 年間
平成 11 年 4 月 1 日 ～平成 15 年 3 月 31 日	令和元年 9 月 30 日～令和 3 年 9 月 29 日までの 2 年間
平成 15 年 4 月 1 日 ～平成 19 年 3 月 31 日	令和元年 9 月 30 日～令和 4 年 9 月 29 日までの 3 年間
平成 19 年 4 月 1 日 ～平成 25 年 3 月 31 日	令和元年 9 月 30 日～令和 5 年 9 月 29 日までの 4 年間
平成 25 年 4 月 1 日 ～令和元年 9 月 30 日	令和元年 9 月 30 日～令和 6 年 9 月 29 日までの 5 年間

○申請に必要な書類（新規登録と同様です）

		個人	法人
申請書類	指定給水装置工事事業者指定（継続）申請書（第1号様式）	○	○
	機械器具調書（別表）	○	○
	誓約書（第2号様式）	○	○
	給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（第7号様式）	○	○
添付書類	住民票の写し	○	—
	定款又は寄付行為	—	○
	登記事項証明書の写し	—	○
	選任する主任技術者の免状等の写し	○	○

○指定手数料

- ・ 1件につき7,000円（明和町水道事業給水条例第41条）

○指定（更新）の要件

- ①給水装置工事主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法で規定された欠格要件に該当しない者

お問い合わせ・書類提出先

明和町役場 上下水道課 電話：0596-52-7120